

旅行事業者向けセミナー

1 目的

現地旅行事業者等に対して、東京の魅力や最新情報を伝えるセミナーを開催することで、訪都旅行商品の販売意欲の促進、販売のための知識向上を図り、外国人訪都旅行者の増加につなげるとともに、都内の観光事業者支援を行う。

2 レップの業務内容

- (1) レップの現地ネットワークを活用して、現地市場における有力な旅行事業者（旅行商品造成、販売に携わる事業者）の責任者・担当者等を集客し、セミナーを実施すること。
- (2) セミナーでは、各市場の特性や嗜好を分析した上で、旅行事業者の訪都旅行商品の造成及び販売意欲をより促進するプレゼンテーションを実施すること。
- (3) 基本的に共同出展は【別紙7】の「レップによる旅行博又はイベントの出展」にて行うが、旅行博又はイベントにて実施できない場合は、以下の記載を踏まえて、本旅行事業者向けセミナーにて共同出展を実施すること。
 - ・TCVBが募集する共同出展者（参加を希望する都内の観光関連事業者・団体等）がセミナーにおいてPRするための企画を設けること。そのために必要な共同出展者との連絡・準備調整等を行うこと。
 - ・セミナーにおける共同出展では、都内事業者自身が現地に赴いて参加することは想定していない。※企画例：パンフレット等の資料配布
プレゼンテーションの実施（オンライン・事前収録等）
紹介映像の放映 等
- (4) 現地市場特性及び市場動向を踏まえて、オンラインによる実施が現地の状況に適しており、効果的であれば、オンラインによる実施も可とする。リアルに開催する場合は、「1. 目的」を踏まえて、適切な会場を準備すること。
- (5) 参加者へのアンケートを原則として実施すること。アンケートにはTCVBが指定する共通の設問を設けること。
- (6) 以下の期日までにTCVB指定の様式による企画書と報告書を提出すること。実施前にTCVB市場担当の確認を得てから実施すること。
 - ・企画書の提出期限：実施1か月前まで
 - ・報告書の提出期限：実施後1か月以内

3 実施回数

各市場において1回以上実施すること。

（マレーシアレップは、マレーシア、タイ、シンガポール各市場において1回以上実施すること。）